

社会医療法人財団白十字会

白十字会訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 病気や障害等により、在宅において継続して療養を受けている状態にあり、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要すると主治医が認めた高齢者等に対し看護師等が訪問して、医療保険および介護保険におけるサービスの提供を行う。

この事により、在宅療養者の QOL を確保し療養者の病状に応じた適切なサービスを提供し、より安定した質の高い療養生活が送れるよう支援する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1) 訪問看護サービス事業の実施にあたっては、関係事業機関、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携に努め、その理解と協力のもとに適切な運営を図るものとする。
 - 2) 白十字会と密接な連携を保ち、その協力を仰ぎ在宅医療の質の向上を目指す。
 - 3) 事業者は運営協議会を設置し、事業運営上の必要事項は適宜協議する。
 - 4) 緊急時にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

- 第3条 指定訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- | | |
|-------|---------------------|
| 名 称 | 白十字会訪問看護ステーション |
| 所 在 地 | 佐世保市大和町 30 番地 |
| 出張所 | 白十字会訪問看護ステーション矢峰出張所 |
| 所 在 地 | 佐世保市矢峰町 153 番地 |

(職員の職種、人数および職務内容)

第4条 当訪問看護ステーションに勤務する職員の職種、人数および職務内容は次の通りとする。

- 1) 職種：看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、事務職員
- 2) 職員人数

イ) 管理者：看護師 1 名

管理者は、当訪問看護ステーションの総括責任者として、訪問看護事業全般を総覧し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行う。

- ロ) 看護師：2.5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成しサービスの提供を行う。
- ハ) 理学療法士または、作業療法士、言語聴覚士：1名以上
(必要に応じて雇用し配置する。)
訪問看護計画書及び報告書を作成しサービスの提供を行う。
- ニ) 事務職員：1名以上
事務的業務全般を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 当訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1) 営業日：日曜日から土曜日とする。
- 2) 営業時間：8時30分より17時30分までとする。

常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備し緊急訪問できる環境を整備する。

(サービス実施地域)

第6条 当訪問看護ステーションのサービス実施地域は次の通りとする。

佐世保市(但し、浅子町・江迎町・鹿町町・吉井町・世知原町
小佐々町・離島を除く)とする。

(指定訪問看護の実施)

第7条 訪問看護は次の様な方法によって交付される主治医の訪問看護指示書に基づき、利用者との十分な協議の上、指示書の発行日より1ヶ月以内に実施する。

- 1) 利用者の主治医が、当訪問看護ステーション宛に、訪問看護指示書を交付する。
- 2) 利用者から直接、当訪問看護ステーションに申し込みがあり、主治医の指示書がない場合は、主治医に当訪問看護ステーション宛の指示書を交付して貰うよう助言する。
- 3) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を定め、訪問看護指示書の交付を受けるように助言する。

利用者に主治医の心当たりがない場合、最寄りの訪問診察可能な医師を推薦し、主治医になって貰うことを依頼するように助言する。

(訪問看護の提供方法及び内容)

第8条 主治医の指示書に基づき、当訪問看護ステーションの看護師等が利用者宅を訪問し次の様なサービスを行い、その結果等は月に1回以上主治医に報告書を提出する。

- 1) 病状、障害等の観察
- 2) 内服管理

- 3) 点滴
- 4) 清拭、洗髪その他身体の清潔保持
- 5) 褥瘡の処置及び予防
- 6) 体位変換
- 7) カテーテルの管理
- 8) リハビリテーション
- 9) 食事、排泄などの日常生活の介助
- 10) ご家族への介護指導と保健・福祉サービスの紹介と助言
- 11) ターミナルケア、認知症患者の方の看護
- 12) 医療機器等の管理
- 13) その他

(緊急時における対応方法)

- 第9条 1) 訪問看護サービス実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合、訪問看護師等は、速やかに主治医に連絡してその指示を仰ぐと共に適切な処置を行う事とする。
- 2) 訪問看護師等は、前項においてしかるべき処置を行った場合、速やかに主治医及び当訪問看護ステーション管理者に報告するものとする。

(利用料)

第10条 当訪問看護ステーションが、訪問看護サービスを行った場合、利用者から基本利用料（医療保険）、自己負担金（介護保険）、その他の利用料を徴収するものとする。但し、医療保険の基本利用料に関しては、高額療養費制度、労災保険、公害医療等の適用を受けるものとする。訪問看護サービスを開始する前に、利用者や家族等に利用内容を記載した文書を交付し説明を行い、その理解を得るものとする。

<医療保険>

1) 基本利用料

- ① 後期高齢者医療対象者：後期高齢者医療受給者証の負担割合に応じ徴収する。
- ② 高齢受給者証対象者：高齢受給者証の負担割合に応じ徴収する。
- ③ その他の利用者：健康保険等対象者の利用者負担については医療保険各法の定めにより徴収する。

2) その他の利用料

利用者の申し出により次の様なサービスを行った場合、医療保険の利用料の他に、その他の利用料を徴収する。

- ① 訪問看護に引き続き行われた死後の処置：20,000円
- ② 交通費：事業所より通常の交通路で1回につき15km未満200円、15km以上300円、以降15km毎に100円加算いたします。

＜介護保険＞

1) 基本利用料

厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、法定代理サービスであるときは、その1割（または2割、3割）を徴収する。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2) その他の利用料

介護保険外の料金として実費を徴収する。

死後の処置料：20,000円

（個人情報の利用に係る同意について）

第11条 当ステーションは、利用者及び家族に関して知り得た個人情報は守秘義務を遵守する。但し、利用者の在宅療養を支援する際、関係職種との連携において、利用者及び家族の個人情報を提供する必要がある場合は、最低限の必要事項を、利用者及び家族に対し同意を得たうえで提供する。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第12条 虐待発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

1) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会

（Web会議可）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

2) 虐待防止のための指針を整備する。

3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（事業継続に向けた取り組み）

第13条 1) 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する。

2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第14条 1) 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2) 感染症の予防及び蔓延防止の為に、事業所は安全で衛生的な環境を整備するとともに、看護師が感染源となることを予防し、また看護師を感染の危険から守る為の備品を備えるなどの必要な対策を講じる。

(身体拘束防止)

第15条 利用者またはほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止し次に掲げる必要な措置を講じる。

- 1) 身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由を記載する。
- 2) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(記録の記載と整備)

第16条 訪問看護事業の状況を適正に把握するために必要な記録を作成、整備し、その保存期間はサービス提供の完結日から2年間とする。

(その他の運営に関する留意事項)

- 第17条
- 1) 当訪問看護ステーションはその社会的使命を自覚し、地域の信頼を得る様、努力する。
 - 2) 訪問看護の質の向上を目指し、看護職員等の研究、研修等の会を設け、業務体制の整備を心がける。
 - 3) 当訪問看護ステーション職員の服務規定は白十字会・職員就業規則を準用する。
 - 4) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会医療法人財団白十字会が定めるものとする。

1998年10月16日	制定
2012年8月1日	改正
2013年4月1日	改正
2013年9月16日	改正
2013年12月16日	改正
2014年1月1日	改正
2014年3月31日	改正
2014年4月1日	改正
2014年5月20日	改正
2014年7月16日	改正
2014年8月16日	改正
2015年4月1日	改定
2015年8月1日	改定
2015年8月16日	改定
2015年9月16日	改定
2015年10月16日	改定

2016年	1月16日	改定
2016年	3月31日	改定
2016年	6月1日	改定
2016年	6月30日	改定
2016年11月	1月16日	改定
2017年	5月16日	改定
2017年	9月1日	改定
2018年	3月16日	改定
2018年	4月9日	改定
2018年	5月16日	改定
2018年	7月16日	改定
2018年	9月16日	改定
2018年10月	1日	改定
2018年10月	16日	改定
2018年12月	1日	改定
2019年	7月25日	改定
2019年12月	16日	改定
2020年	4月22日	改定
2020年	8月17日	改定
2020年12月	1日	改定
2021年	3月16日	改定
2021年	6月16日	改定
2021年	8月16日	改定
2021年11月	1日	改定
2022年	8月16日	改定
2024年	6月1日	改定
2025年	4月1日	改定
2026年	6月1日	改定